

「ツラスロマイシン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

動物用医薬品ツラスロマイシンについて、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

本剤については評価依頼が3回目であり、前回評価依頼時から追加となった各試験データは下記のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

- ・薬物動態試験
- ・残留試験